

平成 26 年 12 月 19 日

各 位

株 式 会 社 北 都 銀 行

「相続定期預金」の取扱開始について

株式会社 北都銀行(頭取 斉藤 永吉)では、お客さまの相続資金の運用ニーズにお応えするために、「相続定期預金」の取り扱いを開始いたします。

本商品は、相続でお受け取りになられた大切なご資産を特別な金利で運用いただける定期預金です。幅広い預入期間をご準備し、お客さまのニーズに合った期間をお選びいただけます。また、お預け入れ対象を相続預金に限定せず、土地や株式等の換金代金や保険金にも対応いたします。

当行は、今後もお客さまにご満足いただける商品・サービスの提供に努めてまいります。

記

1. 取り扱い開始日

平成 26 年 12 月 22 日(月)

2. 商品概要

名称	相続定期預金
取扱店	全店(あきたびじん支店を除く)
対象	相続により取得した資産を原資としてお預け入れ頂ける個人のお客さま ※申込時に相続資産であることが確認できる書類をご提示いただきます。 (詳細は添付資料をご確認ください)
対象商品	スーパー定期預金・大口定期預金
預入金額	100 万円以上(相続により取得した金額を上限とします)
預入期間	6 ヶ月、1 年、2 年、3 年
適用金利	6 ヶ月(年 0.5%) 1 年(年 0.3%) 2 年・3 年(年 0.35%) ※初回満期日以降は、自動継続時の店頭表示金利の適用となります。 ※平成 49 年 12 月 31 日までに受け取る利息には、復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の税金がかかります。
中途解約	満期日前に中途解約される場合は、当行所定の中途解約利率の適用となります。

以 上